



日本国憲法が保障する基本的人権とは

5月3日は憲法記念日です。1947(昭和22)年5月3日に日本国憲法は施行されました。この日を記念して、国民の祝日になりました。

日本国憲法は、民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原則から成り立っています。このなかで基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」(第11条)であり「すべて国民は、個人として尊重される」(第13条)と定められています。しかし残念ながらこの憲法が保障する基本的人権が守られず、生き辛さを抱えて生活している人が少なくありません。

▼性の多様性と人権

たとえば、自分の身体と心の性別に違和感のある人(トランスジェンダー)は、トイレの使用に関して、日常的に困難に直面しています。写真は、海外のとある空港のトイレのピクトグラム(案内用図記号)です。性別に関係なく誰もが使えることが一目で分かります。また、このトイレは、出入口が一ヶ所の施錠できる個室タイプなので、トランス

ジェンダーの人も気兼ねなく安心して使用することができます。



性の多様性とは「自分らしく生きる」権利だといえます。つまり個人として尊重される基本的人権そのものなのです。

▼パートナーシップ宣誓とは

福岡県は、双方または一方が性的少数者のカップルが、人生を共にすることを県に宣誓することで、行政サービスを受けることができます。この制度を2022(令和4)年より開始しました。これが福岡県パートナーシップ宣誓制度です。市でもこの制度の対象となる行

政サービスを、2024(令和6)年より開始しました。たとえば、住民票への記載や市営住宅への入居申し込みなどができるようになりました。【二次元コード参照】

福岡県パートナーシップ宣誓制度について



※性的少数者とは、LGBTQ+など、性的指向や性自認などに関する、マイノリティのこと

▼申請書の性別欄について

市では、住民異動届や印鑑登録申請書などを窓口で提出する際、性別を記入する必要があります。しかし、年金や生活支援等の申請書には、性別の記入欄がありません。その理由としては、

- ア、統計上必要がある
- イ、男女共同参画推進の観点から必要である
- ウ、医療上必要である
- エ、性別による配慮または対応の区別が必要である
- オ、本人確認のため必要である
- カ、ア〜オのほか業務上必要とする明確な理由がある

などを挙げています。

性別の記入に関しては国や県が法律や条例で義務付けたものもあり、市だけでは削除できないものもあります。今後、申請者の心理的負担に配慮する方策が求められます。

性の多様性を尊重するためには、トイレの仕様や性別の記入など、これまで「当たり前」と思っていたことを見直し、誰もが安心して過ごせる環境をつくりだすことが必要です。このことが人権尊重につながるのです。

性の多様性について考えるDVDを購入しました。



【問合せ先】八女市人権・同和教育啓発センター (☎ 24-8977)